

議事日程第 2 号

令和 5 年 (2023 年) 招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会議会議事日程
令和 6 年 (2024 年) 2 月 28 日午前 9 時 30 分開議
議会期間 (令和 6 年 2 月 28 日から同年 3 月 26 日まで 28 日間)

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 発議第 2 号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する等の条例について |

日程第12	議案第12号	工事請負変更契約の締結について
日程第13	議案第13号	市道路線の認定及び廃止について
日程第14	議案第14号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算 (第12号)について
日程第15	議案第15号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算 (第13号)について
日程第16	議案第16号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会 計(事業勘定)補正予算(第5号)について
日程第17	議案第17号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定)補正予算(第4号)について
日程第18	議案第18号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)について
日程第19	議案第19号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計 補正予算(第3号)について
日程第20	議案第20号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計予算につい て
日程第21	議案第21号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市国民健康保険特別会 計(事業勘定)予算について
日程第22	議案第22号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定)予算について
日程第23	議案第23号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別 会計予算について
日程第24	議案第24号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計 予算について
日程第25	議案第25号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市半田財産区特別会計 予算について
日程第26	議案第26号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市東野財産区特別会計 予算について
日程第27	議案第27号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計 予算について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第28 | 議案第28号 | 令和6年度(2024年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計
予算について |
| 日程第29 | 議案第29号 | 令和6年度(2024年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会
計予算について |
| 日程第30 | 議案第30号 | 令和6年度(2024年度)大阪狭山市下水道事業会計予算
について |
| 日程第31 | 陳情第1号 | 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保
と地域経済の振興を求める陳情について |

発議第 2 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市議会議長 北 好 雄

記

11番 鳥 山 健
13番 久 山 佳世子

議案第 2 号

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例について

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 3 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表大阪狭山市総合戦略策定委員会の項及び大阪狭山市生涯学習推進計画策定委員会の項を削り、同表に次のように加える。

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会	総合計画及び総合戦略等の策定についての調査、研究及び審議に関する事務
-------------------	------------------------------------

第2条第1項第2号の表に次のように加える。

大阪狭山市生涯学習推進計画策定委員会	生涯学習推進計画の策定についての審議に関する事務
--------------------	--------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（大阪狭山市総合計画審議会条例の廃止）
- 2 大阪狭山市総合計画審議会条例（昭和55年大阪狭山市条例第3号）は、廃止する。
（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）
- 3 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表総合計画審議会委員の項及び総合戦略策定委員会委員の項を削り、同表に次のように加える。

総合計画・総合戦略審議会委員	〃	7,000
----------------	---	-------

議案第 4 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員
の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等
の一部を改正する条例について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関
する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除
に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除
に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免
除に関する条例（平成元年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(大阪狭山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市下水道事業の設置等に関する条例（令和2年大阪狭山市条例第
41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め
る。

(大阪狭山市監査委員条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市監査委員条例（平成4年大阪狭山市条例第21号）の一部を次の
ように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例について

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例（平成12年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第77条第1項又は第3項」を「第77条第1項又は第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（昭和38年大阪狭山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第13の16の項中 「
 を 「
当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。 に改め、

同項を同表18の項とし、同表15の項中 「
 を 「
当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。

に改め、同項を同表17の項とし、同表中11の項から15の項までを2項ずつ繰り下げ、10の項を11の項とし、同項の次に次の1項を加える。

12	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び同法第115条の31に	指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000 円	11の項に規定する指定の更新の申請と一体的に行う場合に限る。
----	--	------------------------------------	----	-------------	--------------------------------

	おいて準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査				
--	---	--	--	--	--

別表第13の9の項の次に次の1項加える。

10	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請及び同法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定審査手数料	1件	35,000円	9の項に規定する指定の申請と一体的に行う場合に限る。
----	--	----------------------------------	----	---------	----------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例（平成12年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,140円」を「34,617円」に改め、同項第2号中「51,996円」を「49,452円」に改め、同項第3号中「55,710円」を「52,496円」に改め、同項第4号中「63,138円」を「64,668円」に改め、同項第5号中「74,280円」を「76,080円」に改め、同項第6号中「81,708円」を「83,688円」に改め、同項第7号中「89,136円」を「91,296円」に改め、同項第8号中「92,850円」を「98,904円」に改め、同項第9号中「111,420円」を「114,120円」に改め、同項第10号中「122,562円」を「129,336円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同項第11号中「133,704円」を「144,552円」に改め、同号ア中「6,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同項第12号中「144,846円」を「159,768円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「8,200,000円」に改め、同項第13号中「155,988円」を「174,984円」に改め、同号ア中「10,000,000円」を「10,200,000円」に改め、同項第14号中「167,130円」を「190,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市介護保険条例（以下「新条例」という。）第

8条第1項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率の軽減)

3 新条例第8条第1項第1号から第3号までに該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第8条第1項第1号に該当する者 21,683円
- (2) 新条例第8条第1項第2号に該当する者 34,236円
- (3) 新条例第8条第1項第3号に該当する者 52,115円

議案第 8 号

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり提出する。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 2 8 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大阪狭山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	児童生徒の就学援助に関する事務であって規 るもの
7 教育委員会	特別支援教育の就学奨励に関する事務であつ 定めるもの

置に
関す
規則で定め
て規則で

を

5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措 る事務であって規則で定めるもの
6 市長	生殖補助医療及び男性不妊治療に要する費用 関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	児童生徒の就学援助に関する事務であって規 るもの
8 教育委員会	特別支援教育の就学奨励に関する事務であつ 定めるもの

置に
関す
の助成に
規則で定め
て規則で

に改める。

別表第2に次のように加える。

6 市長	生殖補助医療及び男性不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---------------------------------

第2条 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 9 号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の2に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第12条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「保険料の」の次に「賦課額の」を加え、「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「その世帯の属する一般被保険者」を「当該世帯に属する被保険者」に、「所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額」を「所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第16条の2及び第16条の3を次のように改める。

第16条の2 削除

第16条の3 削除

第16条の5及び第16条の5の2を次のように改める。

第16条の5 削除

第16条の5の2 削除

第16条の6中「又は第16条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。)」を削る。

第16条の6の2の見出し及び同条各号別記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第16条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の6の5（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第16条の6の6から第16条の6の9までを次のように改める。

第16条の6の6 削除

第16条の6の7 削除

第16条の6の8 削除

第16条の6の9 削除

第16条の6の10中「又は第16条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)」を削る。

第16条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の8に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第16条の10第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第19条第1項中「規程する」を「規定する」に改め、「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」、「、第16条の2」及び「若しくは第16条の6の6」を削り、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第16条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」を削り、同条第2項中「、第16条の2、」を「若しくは」に、「若しくは第16条の6の6の額又は」を「の額若しくは」に改め、「若しくは第16条の5」を削る。

第20条第1項中「又は第16条の2」を削り、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「又は第16条の2」を削る。

第20条の3第1項中「又は第16条の5」を削り、同条第3項中「又は第16条の5」、「又は第16条の6の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第16条の5」を削り、同条第6項中「又は第16条の5」、「又は第16条の6の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と」を削る。

第20条の4第1項中「又は第16条の2」を削り、同項第1号中「国民健康保険法施行規則」の次に「(昭和33年厚生省令第53号)」を加え、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第16条の2」を削り、同条第7項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、同条第8項中「又は第16条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

戸籍法関係手数料

	事務	名称	単位	金額	備考
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで若しくは第126条に規定する戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条に規定する戸籍証明書の交付	戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 _の 交付手数料	1通	450円	
2	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項及び第3	除籍謄本若しくは抄本又は除籍証明書 _の 交付手数料	1通	750円	

	項から第5項まで若しくは同法第126条に規定する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条に規定する除籍証明書の交付				
3	戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）によ	戸籍電子証明書提供用識別符号	1件	400円	

	<p>り戸籍電子証明書 提供用識別符号の 発行を行う場合 (当該発行に係る 戸籍電子証明書の 請求が同法第6条 第1項の規定によ り同項に規定する 電子情報処理組織 を使用する方法に より行われた場合 に限る。)における 当該発行及び戸籍 電子証明書提供用 識別符号の発行に 係る戸籍電子証明 書の請求を行う者 が同時に当該戸籍 電子証明書に記録 された事項と同一 の事項が記載され た戸籍の謄本若し くは抄本又は戸籍 証明書の請求を行 う場合における当 該発行を除く。)</p>				
4	<p>戸籍法第10条第 1項、第10条の 2第1項及び第3 項から第5項まで</p>	<p>戸籍記載事項証明 手数料</p>	1件	350円	<p>戸籍の表 示・証明の 対象者の ほかは、戸</p>

	又は第126条に規定する戸籍に記載した事項に関する証明書の交付				籍事項欄又は身分事項欄の一記載事項ごとに、実父母の氏名及び続き柄、又は生年月日について、それぞれ1件とする。
5	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項及び第3項から第5項まで又は同法第126条に規定する除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明手数料	1件	450円	
6	戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を	除籍電子証明書提供用識別符号	1件	700円	

	<p>行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>				
7	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）に規定する届</p>	<p>届出又は申請の受理証明手数料</p>	1件	350円	1枚をもって1件とする。

	出又は申請の受理の証明書の交付				
	戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項の規定により上質紙を用いる場合の届出の受理証明書の交付			1,400 円	
8	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する書類若しくは同法120条の6第1項に規定する届所等情報の内容を表示したものの閲覧又は同法第48条第2項若しくは第126条に規定する届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項に規定する届書	届書類の閲覧手数料又は記載事項証明手数料	1件	350円	1届書類（添付書類を含む。）をもって1件とする。

等情報の内容の証 明書の交付				
-------------------	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第11号

大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例を
廃止する等の条例について

大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する等の条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する等の条例

(大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止)

第1条 大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成30年大阪狭山市条例第24号）は、廃止する。

(大阪狭山市手数料条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1から別表第13まで」を「別表第1から別表第12まで」に改める。

別表第12を削り、別表第13を別表第12とする。

第3条 大阪狭山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第5中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項若しくは第2項又は第13条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第7条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第9条第3項、第12条第1項、第13条第5項、第14条から第21条まで、第22条（休止に係る部分を除く。）、第23条、第24条第1項及び第3項から第5項まで、第25条から第28条まで並びに第32条から第35条までの規定

の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第24条第1項及び同条第3項から第5項まで並びに第25条第1項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては、当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた旧条例第24条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第12条第1項第5号及び第6号、第19条第3項、第32条第1項並びに第33条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する区域に係る旧条例第12条第1項第5号及び第6号、第29条から第31条まで、第32条第1項並びに第33条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び附則第3項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第12号

工事請負変更契約の締結について

令和5年6月27日に大容建設株式会社を相手方として締結した大阪狭山市立東小学校増築工事請負契約について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 契約の目的 大阪狭山市立東小学校増築工事

- 2 契約金額 (変更前) ¥267,977,600-
(変更後) ¥290,140,400-
(増額分) ¥22,162,800-

- 3 契約の相手方 大阪府堺市北区南花田町36番地1
大容建設株式会社
代表取締役 池田 功三

議案第13号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
西池尻108号線	池尻自由丘二丁目262番7地先から	池尻自由丘二丁目262番2地先まで
西池尻109号線	池尻中一丁目251番9地先から	池尻中一丁目251番11地先まで
狭山43号線	狭山五丁目2328番9地先から	狭山五丁目2328番3地先まで
茱萸木92号線	茱萸木六丁目1029番先から	茱萸木六丁目1016番18地先まで

半田 3 7 号線	半田三丁目 1 6 2 1 番先から	半田三丁目 1 6 2 0 番 1 地先まで
半田 3 8 号線	半田二丁目 2 6 7 番 2 0 地先から	半田二丁目 2 6 7 番 1 1 地先まで
今熊 3 4 号線	今熊三丁目 7 3 8 番 3 地先から	今熊三丁目 7 3 8 番 1 2 地先まで
西山台 7 2 号線	今熊二丁目 1 8 3 7 番 7 地先から	茱萸木四丁目 3 3 番 3 5 0 地先
東茱萸木 1 号線	東茱萸木四丁目 2 1 0 7 番 6 地先から	東茱萸木三丁目 2 1 4 6 番 3 1 地先まで
東茱萸木 1 3 号線	東茱萸木二丁目 1 8 5 7 番 1 1 地先から	東茱萸木二丁目 1 8 5 7 番 2 4 地先まで
東茱萸木 1 4 号線	東茱萸木三丁目 2 2 2 5 番 3 地先から	東茱萸木三丁目 2 1 8 8 番 7 1 地先まで
東茱萸木 1 5 号線	東茱萸木三丁目 2 2 2 5 番 2 地先から	東茱萸木三丁目 2 1 8 8 番 9 地先まで
東茱萸木 1 6 号線	東茱萸木三丁目 2 1 8 8 番 9 5 地先から	東茱萸木三丁目 2 1 8 8 番 8 3 地先まで

廃止する路線

路線名	起 点	終 点
茱萸木 9 2 号線	茱萸木六丁目 1 0 2 9 番先から	茱萸木六丁目 1 0 1 6 番 1 1 地先まで
東茱萸木 1 号線	東茱萸木四丁目 2 1 0 7 番 6 地先から	東茱萸木三丁目 2 1 4 6 番 3 2 地先まで
東茱萸木 1 3 号線	東茱萸木二丁目 1 8 5 7 番 1 1 地先から	東茱萸木二丁目 1 8 5 7 番 1 3 地先から

議案第14号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第12号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第12号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第15号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第13号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第13号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第16号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第17号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第18号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第20号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計予算に
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第21号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第22号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第23号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第24号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第25号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第26号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第27号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第28号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第29号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第30号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市下水道事業会計
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人